

これからの家庭教育

「だれもがよりよく
生きようとしている」

見えにくい、聞こえにくい、うまく話せない、発達に遅れがある、身体が不自由であるなどの障害がある子どもたちがいます。

障がいがある子もいない子も皆、よりよく生きたいと願っているのは同じであり「大切な仲間」です。

障がいがあっても社会で活躍している人がいることなど、日頃から家庭の中で子どもと話し合っていきましょう。

年金あれこれ

「安心して学生生活を
送るために」

【学生納付特例制度】

学生納付特例制度の申請が簡素化されました。これまで、毎年の申請が必要でしたが、平成十九年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成二十年度も同じ学校に在籍される方につきましては、送られる学生

納付特例申請書（ハガキ）に必要な事項をご記入の上、返送することにより、平成二十年度（平成二十年四月一日～平成二十一年三月三十一日）についても学生納付特例申請を行うことができます。

上記、学生納付特例申請書（ハガキ）が送られていない方は、窓口での申請が必要となりますので、手続きを行って下さい。

学生には、学生本人の前年の所得が百十八万円（給与と収入で約百九十四万円）以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予されます。

しかし、次の点に注意が必要です。この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんが、年金額には反映されません。

十年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

毎年度申請が必要です。（一部不要）

「保険料を納めるのが経済的に
キビしい三十歳未満の方へ」

【若年者納付猶予制度】

三十歳未満の第一号被保険者の方に

は、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。

しかし、次の点に注意が必要です。この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんが、年金額には反映されません。

十年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

申請が必要です。

保険料納付を忘れずに

納めて安心国民年金



子育て講演会

子どものいいところ
十個以上あげられますか

三月二十五日（火）、保健福祉センターにおいて「ほめ方で子どもはこんなに変わる」と題し、拓殖大学北海道短期大学保育学科長「土門裕之氏」による子育て講演会がありました。

アメリカやヨーロッパの親はわが子の良いところをすぐに十個以上あげることができる。日本の親は反対に理由も言わずに「やめなさい」「何度言われたら解るの」「○○ちゃんはちゃんとしているでしょう」「うちの子は本当にできが悪くて」と成長の妨げになる言葉を発するなど、一人ひとりの個性に合わせてほめるタイミングをどうみつけるか、具体的なエピソードを交え「ほめる」ことの大切さが話されていました。

